

平成29年3月6日

民生常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会民生常任委員会会議録

平成29年3月6日（月曜日）午前10時開会

出席委員（6名）

委員長	浅野敏江君		
副委員長	土見大介君		
委員	西村勝男君	阿部かほる君	
	菊地進君	小高洋君	

出席議長団（2名）

議長	香取嗣雄君
副議長	伊藤博章君

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	川村淳君	健康福祉部 保険年金課長	志野英朗君
---------------------------------	------	-----------------	-------

事務局出席職員氏名

事務局次長 兼議事調査係長	鈴木忠一君
事務局次長 兼議事調査係長	鈴木忠一君
議事調査係主査	片山太郎君
事務局次長 兼議事調査係長	鈴木忠一君
議事調査係主査	片山太郎君

会議に付した事件

請願第4号 厚生年金・国民年金等の削減をやめ、最低保障年金制度創設等に関する意見書提出を求める請願改修に係る給付を継続する旨の意見書を提出することを求める請願

午前10時00分 開会

○浅野委員長 おはようございます。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は電源を切るようお願いいたします。

また、撮影及び録音については許可いたしませんのでご協力願います。

本日の審査の議題は、請願第4号「厚生年金・国民年金等の削減をやめ、最低保障年金制度創設等に関する意見書提出を求める請願」の1件であります。

これより議事に入ります。

請願第4号を議題といたします。

事務局に請願文書表を朗読させます。議事調査係平山主査。

○平山議事調査係主査 それでは、平成29年2月定例会初日で配付させていただきました請願文書表を読み上げさせていただきます。

請願第4号。受理年月日、平成29年2月15日。

件名、厚生年金・国民年金等の削減をやめ、最低保障年金制度創設等に関する意見書提出を求める請願

請願の要旨。

以下の3点について内閣総理大臣並びに厚生労働大臣に意見書を提出してください。

(1) 年金支給額は年金受給者の暮らしの命綱です。厚生年金・国民年金等の今以上の減額は実施しないようにしていただきたい。マクロ経済スライドの発動をしないようにしていただきたい。

(2) 生活保護基準に満たない基礎年金のみの受給者等に対して「マクロ経済スライド」の適用や「物価スライドのマイナス改定から除外する」等「特例措置」の検討を実施していただきたい。

(3) 低額な年金者・無年金者対策として制定保障年金制度を創設していただきたい。

以上。

請願の理由。

塩竈市内の年金支給総額237億5,699万円は、塩竈市平成28年度当初予算歳入329億9,000万円と比較しても決して少額ではなく、したがって年金支給額の増減は塩竈市の経済及び市民の購買力に大きな影響を与えるものと思われま。高齢化の進行のなかで、地方の活性化のために

は、高齢者、年金受給者の生活困窮は避けなければならない課題であります。特に、マクロ経済スライドの発動などで年金の実質的価値を後退させるさらなる減額は地方の衰退を加速させ、政府の掲げる地方再生、一億総活躍社会の政策とも矛盾します。したがって年金の減額には慎重な検討が必要と考えます。

厚生労働省「平成27年国民生活基礎調査」によれば、年金の平均受給年額は平成27年度は200万6,000円、平成10年度には216万2,000円であったものが大幅に減らされました。

平成28年1月29日、厚生労働省の公表によれば、平成28年4月の年金改定は、前年度の物価変動率が0.8%上昇したのに、名目手取り賃金変動率はマイナス0.2%であったためとして、平成28年度の年金額は、平成27年度から据え置きとなりました。2年前以降、物価の上昇が3.5%に対して年金の増額はマクロ経済スライドの発動もあり、0.9%の改定のみで実質2.6%年金は目減りしております。高齢者の購買力の維持と地域経済のためにもこれ以上の年金減額はやめていただきたい。

基礎年金（国民年金）のみの年金額は満額で6万5,100円で平均受給額は5万円です。生活保護基準の生活扶助費より低く憲法25条でうたわれている「健康で文化的な最低限度の生活の保障」の理念にはほど遠いのが現状であります。低年金者の生活をさらに困窮にしない措置が求められ特にマクロ経済スライドが実施される場合には、特例措置を検討されるようにしていただきたい。

国民年金だけの年金受給者は1,000万人を超え、その平均年金月額、男性5万4,636円、女性4万8,454円で生活保護基準にも満たない低年金であります。さらに無年金者が100万人を超えると推計されています。年金だけで生活できない低年金・無年金者への最低保障年金制度創設は喫緊の課題です。国連の「社会権規約委員会」が日本政府に対する勧告のなかで最低保障年金制度の導入と男女格差の改善で2回の勧告を行っております。しかし、日本政府は勧告を無視しています。国の責任で最低保障年金制度を作り、無年金、低年金者を無くし誰でも安心して暮らせる年金制度が確立されるよう勧告しています。

以上の趣旨から上記事項につき、地方自治法第99条に基づき国に対して意見書を提出いただけるようお願いいたします。

提出先。内閣総理大臣、厚生労働大臣。

提出者。住所・氏名。塩竈市桜ヶ丘9-11 全日本年金者組合塩釜支部支部長。

紹介議員氏名。志子田吉晃議員、伊勢由典議員、曾我ミヨ議員。

以上でございます。

○浅野委員長 それでは、請願紹介議員より請願趣旨の説明を求めます。伊勢由典議員。

○伊勢議員 早朝より民生常任委員会を開いていただきましてありがとうございます。

紹介議員から、私からの一言を今回の請願について紹介の理由を述べさせていただきます。

先ほど3点ほどございましたが、昨年の臨時国会で国民年金法の改正が成立いたしました。2018年からマクロ経済スライドの繰り越しが導入されております。物価や賃金によって決まる各年度の年金の改定率から政府が稼働労働者数の動向を根拠に算出したマクロ経済率を引くことで、年金を抑制するということになってまいります。2021年、賃金マイナススライドが導入され、物価が上がっても賃金がマイナスの場合、年金はマイナスということになってまいります。先ほどの理由にもございましたとおり、この制度については、たしか5年後の施行でございますので、先ほどのような特例措置の検討ということの意見を上げていけば、そういったこともないのかなと思われまます。

一方、受給年金資格者の関係で言いますと、改善面としてはこれまでの25年間から10年間というふうに短縮されました。新たに40万人ないし66万人と言われておりますが、こうした方々の資格要件で対象が生まれてまいります。

一方、無年金者の一定の救済によって、この制度によって救済されますが、基礎年金はいろいろなものを見ますと、基礎年金そのものの受給は1万6,000円だそうでありますから、本当にわずかな金額ということになってまいります。

したがって、社会保障、年金も大事な一環であります年金の財源をどう組み立てるかということも一つ考えられます。特に経済同友会なんかが言っておりますけれども、中小企業に対しての国の法人税は20%と言われております。一方、大手の企業は12%ということで、この格差を埋めることが非常に大事だと、不公平を。中小企業と大手企業との間、つまり大手企業に20%分をきちんとやるならば、財源は生み出るということになってまいります。

また一方、富裕層と言われている方々の関係で、株の取得あるいは優遇税制によってその税の関係でもきちんと課税をするならば、一定の税金が生み出せるということになります。

もう一つは、去年パナマ文書というのが出ました。パナマ文書というのは、要するにタックスヘイブンと言いまして、租税回避で大手の企業の方々が税金逃れをしているということも国際的に大きな問題になりました。ケイマン諸島では、日本の関係で大手企業の74兆円がそうしたところ、ケイマン諸島と言われている租税回避地に資産を移しているということになってま

います。ここもきちんと課税すれば、社会保障の財源は組み立てられるということになってまいります。

そのほかもろもろございますが、いずれにいたしましても先ほど請願理由にありましたマクロ経済スライドの発動をさせないように。あるいは特例措置についても先ほど5年間という経過措置がございます。5年後ですので今般の議会で意見書を練っていただいて、しっかりとした年金政策、そして無年金対策ということも含めてしっかりやっていけば十分なのかなと思われま。社会保障を総じて全体の介護保険も含めて、年金受給あるいは資格の短縮、介護保険の軽減などでざっと国の予算は8,000億円だそうでございます、それをやる上で。そうしますと、先ほど言った優遇税制等々の対策を講じるなら財源は生み出ると、こういうことになってまいります。

そこら辺の関係も含めて、ぜひ今回の請願について、年金の関係について、ぜひご審査の上、ご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○浅野委員長 ありがとうございます。曾我議員及び志子田議員からいかがでしょうか。

○曾我議員 先ほど、昨年成立した年金カット法の中身については伊勢議員からお話しされましたが、とにかく今、市民の中に行きますと、本当に年金が減って暮らしていけないという声がまた大きく強くなっています。この請願の理由の中にもありましたが、塩竈市民の年金受給者総額が237億円になっていると。塩竈市の予算を見れば329億円。どれだけこの年金者の方々の年金が地域経済に回るものかということがこの比較でもわかるように思います。

それで、国では法律を決めてしまったわけですが、先ほど言われました市民や国民がこれ以上年金を下げないでほしいという思いをどこで届けるかとなりますと、それぞれの議会で意見を上げる以外にないんだらうと。あるいは選挙で示す以外ないんだらうと思いますが、まずとりわけこの成立された年金について、物価スライドというのは、物価と賃金の伸び以下に抑えるというのがマクロ経済スライドというふうになっていますから、いずれにしても年金は上がらないことになってしまいます。

それから、先ほども言いました基礎年金の部分では、6万5,000円で平均で5万円だということでは、生活保護の基準以下ということは火を見るより明らかであります。

それから、今回の改正の中で10年間納付した方々には年金を支給すると。ところがその中身を見ますと月1,250円の年金です。ですから、この1,250円の年金では暮らせないことははっきりしていますので、やっぱり最低保障年金制度を早急に確立する必要があるんだらうと思いま

すので、よろしく委員の皆さんのご英断を心からお願い申し上げまして、紹介議員の紹介とさせていただきます。

○浅野委員長 志子田議員。

○志子田議員 私からも説明になるかどうかわかりませんが、年金制度全体のことでお話ししたいと思います。

毎年、年金額が少なくなってくるような状態になっているので、請願として意見を塩竈の方から上げていただきたいと。あくまでも国会に意見を上げていかないとそういうことはなかなか改まらないということで、請願を出してくださいというお願いでございます。

全体的な年金制度、日本の国の年金制度のことで今こういうふうに非常に制度自体が皆さんの年金をもらっている方の状況がうまく回らなくなった最大の原因は、よく前に言われましたけれども、失われた年金ということで、その財源自体が歴代の政府によって国民から徴収された年金の半分は別なことで使われてしまってなくなってしまった。そういうことで受給者のもらうべき年金額の元がないもんですから、そういうふうに少しずつ厳しい状況になっているということがございます。だからそういうことも含めまして、とにかく各自治体からも意見を上げていかないとなかなか制度が改まっていかないものですから、声を上げていただきたいということでございます。

それから、財源のことは伊勢議員も言われましたけれども、年金制度の中の財源ということではなくて、国の税収全体の財源でいえば、大手企業がどうのということではございませんが、消費税の還付金というのが、輸出している会社、大手の会社では、今、消費税は8%に上がりました。前は5%でした。8%に上がれば8%分だけ輸出している大手企業は戻ってくるという税制の問題がございまして。ですから、その財源というのは輸出還付金制度を廃止するだけで5兆円ぐらいの財源は入ってくるわけですから、いろんな意味での税制全体の収入の中で考えていただければ年金制度をうまくこのまま減らさずにやっていく方法があるということで、いろんな意味で声を上げていかないとだんだん下がってくるという状態でございますので、請願の意見書だけでも塩竈から上げていただきたい。そういう気持ちでございます。以上でございます。

○浅野委員長 これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。小高委員。

○小高委員 質疑ということではなかったんですが、資料にもこういった請願の趣旨といたしまして、理由というものをさまざま述べられているわけですが、その中において、この理由

を見れば大体のところその賛同に至る理由といたしますか、そういった部分というのはある程度はっきりしているのではないかと思うわけですが、そこに対してまず議会として、我々としてどういったふうにこの声を届けていくのかという部分に関しては、これは先ほどの理由をお聞きいたしますと、早急に届けてぜひ国にも検討していただかないといけないという喫緊の課題であることは一目瞭然かと思いますので、そういった部分で私からはぜひこの意見を上げていきたいということをまず初めに申し上げたいと思います。

○浅野委員長 ほかにご発言ありますか。西村委員。

○西村委員 今、いろいろご説明いただきまして、私ちょっと理解がまだ不十分な部分がありますので、マクロ経済スライドの発動によって年金の実質的価値が後退させるということなんですけれども、その辺、志野保険年金課長、もし行政側で判断できる材料がありましたらお知らせください。

○浅野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 まず、マクロ経済スライドについての概略について簡単に説明させていただきます。

まず、マクロ経済スライドというのは、その時々々の現役の年金の納付者の数の増減、あと平均余命の伸び、これは変な話、長生きをすれば当然その原資となる年金が必要になりますし、平均寿命が短くなれば年金額が少なくて済むということになりますけれども、この平均余命の増減に合わせて年金の給付水準を自動的に調整する仕組みということになっておりますが、今の制度の中では先ほど若干触れさせていただいている部分もあるかと思っておりますけれども、減額、伸びを抑えるという構造になっています。減額には今のところマクロ経済スライドとしてはならない。ただし、物価調整での減額があるということになっています。よろしく願いいたします。

○浅野委員長 ありがとうございます。西村委員。

○西村委員 わかりました。ありがとうございます。

○浅野委員長 ほかにご発言ございませんか。菊地委員。

○菊地委員 私は基本的にこういった声を届けるというのは大事な事じゃないかなと思っています。市内で私も議員活動をしていると、住民から年金でなかなか生活できなくて困っているんだと。市民の方は何でも議員が決めて、我々市議会議員でも決めているんじゃないかなという誤解をされていまして、「議員さん、何でこんなに年金下がっているの。苦しいよ」と。そ

して「せっかくもらったなと思うと、今度、介護保険料も差し引かれてきて、全然使うところがないんだ」という声が届いていますので、そういった市民の声をやっぱり届けるというのも我々地方議会の役割じゃないかなと私は思います。

いろんなテレビ等で、正直なところノルウェーとかスウェーデン関係は消費税を50%ぐらい払っているんですよね。それで、そういう議論はしませんけれども、それで結構子育てやら自分たちの仕事が終わってからの生活というのを裕福にしているという、ああいう生活もやっぱり望んでいかなくちゃだめでないかなと思っています。今回は、この請願では年金の生活者が苦しいということなんで、私はこういった意見を届けてやるべきじゃないかなという考えであります。以上です。

○浅野委員長 ほかにご発言ございませんか。土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。基本的にはやはりすごく重要な問題だなということは感じております。なので、なるべくその声というのを届けたいと思うんですけども、その半面というか一つ気になる点として、やはり財源をどうするのかというか、その部分が非常に気になる部分であります。先ほど紹介議員から必要予算が大体8,000億円ぐらいだという話があったと思うんですけども、それに対するここら辺からとっていけばいいんじゃないのという話もあったんですけども、実際にそれだけの財源をそこで確保できるのかというところがちょっと心配なところですよ。

最終的に結局、この年金という制度の現在の制度のことを考えると、このまま維持していくということを考えるとやはりどんどん先詰まりになってしまうところは否めない状況であって、安定的に財源、例えば法人税とか高所得者のところの脱税というか節税というかその部分を解消していったら、そこを本当に解消できるのかというところにちょっと不安なところは1点あるんですけども、紹介議員に聞いていいんですか。

○浅野委員長 聞いていいです。

○土見委員 先ほど伊勢議員から必要予算として8,000億円という話があったと思うんですけども、その対策として法人税とか高所得者に対する対策というのがあったと思うんですけども、そこら辺、実際どれほどの税収の増加を見込めると試算されていますか。

○浅野委員長 伊勢議員。

○伊勢議員 実は所得税なんですけれども、過去の歴代政権のもとで三、四十年前は、所得税というのはずっと所得が上がるに従って累進で課税されていたんです。税率が上がったんです。

ところが、ここ20年の経過をたどりますと、年間所得1億円を超えると28%をピークに下がっちゃうんです。つまり、よく言われる富裕層の方々、たしか国内では数千人と言われているんですけども、1億円の年間所得というのはかなり高額ですよ。その方々は実は減税になっているんです。ここは当たり前にしなさいということ、つまり税は累進性ですから、所得が多い方々に対してちゃんと課税すれば財源が担保できますというのが1点。

それからもう一つは、去年の話でも出ましたけれども、年金は、たしか掛け金の積み立てはざっと160兆円だと思うんです。ところが、これは厚生労働省がやっているわけではなくて外郭団体のところで年金を株に投資しちゃって穴をあけちゃったんです。だから皆さんの掛け金が株で投資しちゃって6兆円ぐらいだったかな、去年の話だと思うんですけども、穴をあけちゃったということで、それはやめていくべきではないか。ちょっと一言落としたんです、話の紹介の中で。ですから、当たり前には皆さん掛けているわけですよ。生活の苦しい中でも将来の担保としてね。ですからそういうことをやめて穴をあけないで、そして160兆円の年金を積み立てているわけですから、これを有効にやはり年金で暮らしている方々に当たり前にはちゃんとお支払いすると、給付するという仕組みさえできれば、私は安心できる年金制度が構築できるのかなと思います。

財源の考え方は先ほど前段ちょっと語りましたので、そこら辺も含めて総じて先ほど6,000億円と言ったのはそういう意味合いです。社会保障の財源としては組み立てられますということです。

○浅野委員長 曾我議員。

○曾我議員 もう一言、今の年金のことが不安定になっているというのは、雇用状況が大きく変わってしまって、私たちのときはみんな会社に行けば大体正規職員で年金が払っていたんですけども、最近は非正規雇用が多くなっちゃって、年金を払う人たちが少なくなっちゃったんです。だから、そのところをやっぱり支える、みんなが安心して掛ければ将来もらえるよと言えば安心して掛ける人たちがふえていくんですけども、今逆になっちゃって、雇用は壊されているもんだから掛ける人たちが少なくなると。掛け金はどんどん今1万7,000円ですか、こういう状況で掛けられないという人たちがうんとふえてしまっていると。ここも大きなことだと。国の財政もありますけれども、みんなが安心して掛けられる年金にする、そこをやっぱり正さなきゃいけないんじゃないかと思っております。以上です。

○浅野委員長 志子田議員。

○志子田議員 私からもちょっと蛇足になるかもしれませんが。先ほど私、消費税のことで言っただけですけども、日本の社会保障費がいっぱい膨らんでいるので、その財源として消費税から15兆円ぐらいやって、国家の収入の大体3分の1から4分の1は消費税で賄おうというような制度になっていると思います。ですから、消費税ということもいっぱいこれはかかわる問題なんです、財源としてね。それで、先ほど言いましたけれども、大手の企業で輸出している会社、消費税の輸出還付金制度という制度があります。それはマスコミでも全然取り上げられないような状態ですけども、そこで出ている輸出還付金制度というものは、要するに輸出のための国からの援助金なわけです。その制度さえやめればこの8,000億円のその5倍ぐらいは財源が出ますので、そういう財源の問題ではなくて政策の問題だと思うんです。そういうふうはこの年金の財源をどこから持ってきてどこに使うのか、いろんな社会保障費の財源をどこから集めてどういうふうにするか、そういうものも含めていろいろ政府に物を申しないと、今までの制度で今まで恩恵を受けていた人たちはずっと恩恵が来るし、恩恵を受けなかったというような仕組みになっている人はさっぱり恩恵を受けないままになると。そういう意味では、いろいろ議会からも請願ということで意見を出して、そういうことではなくてそちらのほうにも振り向けてくださいということをししないと、ますます年金受給者、私個人のことで言いますと、1年半、3カ月前までは、60歳過ぎたので2階建ての年金をもらっていたんですけども、ご存じのとおり法律が改正になりましたと言った途端に1円もその部分がなくなるというような状況で、厳しい状況はますますいろんな何も声を上げないと全部削られて、皆さんも将来予定していた生活が成り立たなくなる。ですから、予定が立つような意見を申しないことには予定も立てられませんので、ひとつ皆さん請願ということで意見を上げていただきたいと思います。以上です。

○浅野委員長 ほかにご発言ございませんか。阿部委員。

○阿部委員 いろいろと今、年金制度について出ました。ちょっと質問したいんですけども、今マクロ経済スライドということで、物価スライドで削減はなかったということだったんですか、これまでは。

○浅野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 物価スライドでは当然減額というのはありますけれども、マクロ経済スライドの場合には、マイナス減、いわゆる金額ベースでマイナスになるということは今のところありません。あくまで物価スライドのときのみということになります。

○浅野委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。それで、まずいろんな貴重なご意見が出ました。私も民生委員・児童委員をやっています、さまざまな年金制度に対しては市民の皆様からご相談を受けたこともございますので、本当に年をとってからやっぱり年金が生活の基本になる一番の命綱であるということは十分に承知しております。そして今回、請願文書を読ませていただきました。まずここでしっかりと私たちが共通認識を持たなければならないのは、公的年金制度ということがどういうものなのかということをもまず基本に認識しなきゃならないと思います。きょうは傍聴の方もいらっしゃいますので、この公的年金制度というものをわかりやすくちょっとご説明をお願いしたいと思います。

○浅野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 市役所の立場で公的年金というのもあれなんですけれども、公的年金では基本的の国民年金、いわゆる基礎年金部分に相当する、いわゆる日本は3階建てと言われておりますが、基礎年金、国民年金は1階部分。2階部分が厚生年金。最近公務員の共済年金も厚生年金に一本化されましたので、これが2階部分。さらに国民年金基金というのがあります。国民年金加入者の方々はこれの基金に入るといって、これが2階建ての部分。さらに3階建ての部分として企業に勤めていらっしゃる方は企業年金組合とか、あるいは自営業とか国民年金の方ですと任意の民間保険等に加入されて、掛け金を払って年金払い月々でお支払いいただいているという方もいらっしゃいます。これが3階建ての部分となります。日本の年金構造はこの3階構造だというのが今までの経緯となっております。

○浅野委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。私もいろいろとわからない部分もたくさんありましたのでいろいろと勉強させてもらいました。年金制度というのは、掛けた人、保険であるということが定義されておりました。保険というのは掛けた人がその分全部もらうんじゃないくて、もちろんいろんな生命保険とか火災保険いろんな保険はありますけれども、やっぱりその中で、掛けた人がそれを何かのときにいただくということが基本であると定義されておりました。年金制度もそのような状況で職場なりあるいは社会の構造なりで年金をいただいているということになっているようです。

私、この請願の趣旨を読ませていただいて、本当に生活保護基準に満たない基礎年金のみの受給者の方、これは本当に私も切実だと思います。この辺は私は十分に理解しているんですけ

れども、(3)の低額な年金者の方、これはわかります。けれども無年金者対策と書いてあります。これ、無年金者の方はまた別のものではないのかなとちょっと私は思ったんですが、この辺のことは保険制度の中ではいかがでしょうか。どのような取り扱いになっていますか。

○浅野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 この請願をされた方、無年金者というのは、いわゆる年金を受給されていない方、国民年金の受給対象になっていないという方を指しているかと思います。政府もちろん、先ほどちょっとお話もあったかと思いますが、これまで25年以上納付しないと年金はもらえませんよという構造だったんですけれども、それを最近10年に短縮して、10年以上お納めいただいた方がいらっしゃる場合には、その方は年金給付の対象としますということで、先週か先々週には対象者の方に既に郵送で通知をしているという状況がございます。政府としましての対策として、この無年金者対策という意味ではそういったことの内容が対策の実施内容と捉えられるかと思います。

○浅野委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。本当に10年でという随分緩和された方向に来ているなというふうに努力はしているようですけれども、今の年金制度、若い人が働いた部分で補っている、これがまさしくそのとおりなんです。勤労して保険料を払っている若い方たち。そういったことを思いますと、やはりこの年金制度そのものの社会保障としての一番の基礎的な大事な部分です。これから私たちが国民全体にこの公的年金保険というのを適用されるために、おのずと必要最低限のものになりがちだということも理解はしております。それで、若年層の方の減少ということもあるんですけれども、私も子供を持っておりますのでわかりますけれども、若い方たちの掛け金というのは相当なものでございます、正直申し上げて。これは、この件をしっかりと私たちが認識しなきゃならないんじゃないかなと思っております。

それで、この請願の中身を読ませていただいた中で私がちょっと疑問に思ったのは、2ページのちょうど3分の1ぐらいの下のところですが、「さらに無年金者が100万人を超えると推計されています。年金だけで生活出来ない低年金・無年金者への最低保障年金制度創設は喫緊の課題です」これはわかりますね。でも、「国連の『社会権規約委員会』が日本政府に対する勧告のなかで最低保障年金制度の導入と男女格差の改善で二回の勧告を行っています」。これは初めて私も読んでちょっと考えさせられたんですが、国連がそれぞれの各国の国の中で決められている最低保障年金、日本は年金の本当に皆保険と言われるぐらい年金制度というも

のが整っているわけですが、こういった社会というのは世界でどのぐらいあるのかと。本当に年金のない国のほうがまず多いだろうと思うわけですが、こういったことに国連から勧告を受けるといったのはどういうことなのか、紹介議員の方にお聞きしたいと思います。

○浅野委員長 伊勢議員。

○伊勢議員 無年金の方々というのは結構これまで社会問題になってきたんです。生活のすべがなくなっていくということで、何らかの事情で例えば掛けた期間が途中でとまっちゃったとかいろいろさまざまあるんですが、やはり少なくともそういう無年金の方々をしっかりと支えましょうということで、これはよく選挙の中でも出てくる課題になってくるんです。これは、やはり最低年金保障制度というものを導入して、たしか私の記憶では5万数千円ぐらいだったか、無年金の方に最低年金制度を国としても設けるべきではないかという議論も大分あったと思うんです。そういうことも含めての関係でありますので、いろいろそういった無年金の方々に対して制度を設けてほしいということは、これまでの運動なり経過については私も承知しているところです。

ただ、ちょっと私も不勉強なところがあって、国連が2度勧告をしていたというのは私も文言で初めて見ましたので、国連自身の日本の制度に対してそういったものを設けなさいということは重く受けとめていただいて、政府自身もやはり次の制度に向けてステップアップしていくべき課題なのかなというところは思うところです。

○浅野委員長 阿部委員。

○阿部委員 大変難しい問題になってきましたけれども、こういったことがあったのかどうかちょっと私も調べてみないとわかりません。ただ、請願の中にこういう文言が入るということが、果たして適切かどうかというのがもう一つあると思います。国連が各国に対してそこまで勧告するようなことがあるんだろうかというのがむしろ逆なんです。まず最低保障の生活をということで国連で恐らくおっしゃったんでしょうけれども、日本は各国に比べては十分に社会保障というのは行き届いている国であると私は逆に思っております。その辺で、もう少しこの辺の文言をちょっとやっぱり考えてみたいと思っております。以上です。

○浅野委員長 ほかに。小高委員。

○小高委員 国連の関係のお話が出てまいりましたので、こういった場所に臨むに当たって、国連がどういったことを言ってきたのかといったこともあったので、大体といたしますか、私も簡単に調べてまいりました。そういった関係だと、最低保障年金制度というところを見ますと、

世界の中でこういった流れになっているのかということであったんですが、例えばイギリスやカナダ、北欧、あるいはオーストラリア、ニュージーランドと。ちょっといつの段階かというところは別にしても、二十数カ国といったところで行われていると。また、議論の中では大きな流れとなりつつあるという中で、日本では4割以上でも地方議会で賛同の意見書を提出しているというような流れがあったようであります。

それで、その国連の関係ですが、国連の経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、この実施状況に関する第3回日本政府報告書というものが国連に出されまして、国連の社会権規約委員会というところで、2013年4月30日にその報告書について審査を行ったと。その結果として、同年の5月17日付で総括所見というものが公表されたということでありまして、その中の国民年金制度における最低年金保障の導入、あとは生活保護申請者の取り扱いというところも含めて尊厳の確保第22条というところで勧告が存在しておりまして、この規約には我が国も批准をしているわけでありまして、この規約の実施義務を負うという点で、その同委員会から勧告されたこの事項については改善すべき義務を負うというところが前提としてあって、こういった請願の内容に盛り込まれたということだと私としては考えているわけであります。

それで、さまざまこれまでご議論ありましたけれども、そもそも論といたしまして、年金制度の運用のあり方、そういった部分も含めて今若干そういった話になっているようではありますが、そもそも年金制度を成り立たせる上で、そもそも論として憲法というものがあるだろうと。25条生存権というものがあるだろうという中で、今現在この年金制度が生活保護基準という一つの生存権を保障している部分でもありますが、そういった部分の基準以下になっているということを経れば、その基準というものに対して年金制度をどうしていくかという部分の議論をまずしなければいけないだろうという中で、先ほど財源の議論もさまざまございましたが、例えば法人税あるいは所得税というようなある意味マクロな議論ではなくて、全体的な税制の中で一体どうしていくかというところを国にそこを趣旨として、年金制度をどうするのか、よくしていかなくちゃいけないという目的に向かって税制の議論をまずしていただかなければいけないということはあるんだろうと思います。

そういった状況の中でさまざま議論があるかとは思いますが、我々議会からも、憲法に保障された権利をどうしていくのかという観点に立った場合に、これはぜひ国に議論をしていただかなければならないという趣旨でぜひこの意見書はすぐすぐ上げなければいけないのではないかなと思います。

○浅野委員長 ほかにご発言ありますか。土見委員。

○土見委員 多々意見交換があつて内容の納得できるところは多々あるんですけども、私としても例えば最低年金保障制度とか、もしくは低年金受給者、無年金者の方々に対するサポートというのは今後考えていかなきゃいけないことだと思う反面、今回3つ意見書の内容として盛り込んでほしいことが挙げられております。そのうちの1番、マクロ経済スライドを発動しないでほしいという話なんですけれども、それと2番目、3番目というのはちょっと内容と異なりますか、考え方が結構異なることが3つ盛り込まれているのかなと思っています。

後半の2つの部分というのは、要するにまず年金制度をどうするのという話の問題になります。これは非常に今現在の年金制度での仕組み自体が成り立っていないということであつて、マクロ経済スライドみたいな、何というんでしょう、言ってしまうえばその場のぎみみたいな状況の対応が行われているような状況なので、年金の制度自体も考えていかなきゃいけないというのは、これは反対することは全く何もないんですけども、マクロ経済スライド自体というのは、年金制度というものができた上でのそのある意味保障、調整の部分に入るものなので、ここを発動しないというのは、年金制度というものを維持していくときの担保にならないところと僕は考えているので、この請願全体としてこのままどうしようかというのは非常に悩みどころでは僕としてはあります。

今、賛否を言うというものでもないんですが、1つ目と2つ目、3つ目というのはちょっともともとその内容の趣旨が全然違うものなので、一緒にまとめて送り出していいのかなというところが非常に悩ましいところなんですけれども。どうしようかな。自分としてどういう形の落としどころを持っていけばいいのか悩ましいところなんです。

請願の内容というのは、例えば今回3点盛り込んでください、意見書を出してくださいという話なんですけれども、こういうものを分割するというか、一部だけということはできるものなんでしょうか。

○浅野委員長 それは皆さんのご意見の中で。（「意見書の中に盛り込む……」の声あり）それは、もし意見書になるとなればそのときどうするかという部分でなっていくと思います。

ほかにご発言ございませんか。菊地委員。

○菊地委員 私は前段でもお話ししたんですが、やはりいかに住民の声とかそういうものを届けるかということで、いろいろ制度上の問題とか、最初に発言したときね、その財源をどうするのかなどというのは私はまず差し控えたつもりなんです。それで、本当に住民の声をどう届

けるかというほうを今回は重きに置いたので、財源の話をして我々がここで8,000億円とかどうするのかと言っても計算できないでしょ。だからそういう議論じゃなく、そういうのは国でやってもらうためにそういう意見書を出したらよいのではないのと私は理解したもんですから、先ほど住民からの要望、意見というよりも苦情、「何だ議員は」とか、何でもやっていると思っているんだから。年金を決めているのも我々市議会議員が決めていると思っているから、違うんだよ。それは国の制度でこうでしょとさっきも言ったんだけど、だからそういった住民の声を受けてやるというのが私は我々地方議会の議員の役割じゃないかなと再度申し上げておきたいと思います。いろんな考えがあつてするのはいいと思いますけれども、そういう心の中に詰めて議論していただければなと私は思っています。以上です。

○浅野委員長 ほかにご発言ございませんか。

○小高委員 もう少し言ってよろしいでしょうか。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。先ほどの関係で言いますと、マクロ経済スライドの関係、いかに年金制度を存続させていくかというような議論の中で、マクロ経済スライドがなければあくまで年金制度が破綻してしまうとか、そういった部分に関して言えば、マクロ経済スライドがあつたとして、あるいはなかつたとして、全体的な政策議論の中でそこはどうかといいますか、考えていかなければいけない部分なんだろうということを考えたときに、例えば現実として存在するのが今々の年金制度の中で生活保護基準にすら満たない方々が1,000万人ですか、国民年金のみの受給者の方が1,000万人ということもあると。全体的な政策の中で例えば考えたときに、この方々が生活保護基準額以下だと、じゃあ生活保護を受ける権利があるじゃないかということになった場合に、ちょっとお聞きしたいんですが、財政的にはどういったことになるんでしょうか。簡単に。

○浅野委員長 川村生活福祉課長。

○川村健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 今現在、低年金・無年金の方々のセーフティーネットとしては、憲法第25条の趣旨に沿いまして、生活保護を申請いただく中で、基準に該当する方については、その分を生活保護費として支給をしているという実態でございます。その財源でございますが、基本は国庫負担金が4分の3、自治体負担分が4分の1ということでございますので、これは仮定の話になりますけれども、そういった生活保護基準以上の最低年金保障制度とかが創設されれば、その分の生活保護の国庫負担金等の財源については

なくなるといふか、そちらの年金制度で保障されるという仕組みに変わるものというふうには捉えられるかと思えます。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 済みません、ちょっと意地悪な質問をいたしましたけれども、だから結局は政策でどうするかという議論だと思うんです。だから、マクロ経済スライドのこの請願の趣旨にありますように発動しないようにしていただきたいと。その一方で、発動しなければ破綻するという議論をする場所ではなくて、そもそも年金制度のあり方について請願の中でこういった提案がなされているということを政府にぜひ政策上のものとして検討してぜひ実現していただきたいという趣旨であるので、そもそも論として生存権をいかに保障していくかという中で考えたときに、その政策的な決断という意味では、これはこのまま通せる、十分そのまま持っていてもいいものではないかなと私としては考えています。

○浅野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。その制度としてどういうふうに今後考え直していくかというところに関しては私も全然異論はないものであるんですけども、そうしたら、じゃあ1番は要らないんじゃないかなと。

要するに、1番があることによって実はこの内容の焦点というのは非常にぼやけてしまう部分があるので、1番はおまけでつけてしまったような感じになってしまっているんで、これ2番、3番であれば制度自体をどう見直していくかということ一本で決めていくところなんですけれども、1番をつけてしまうとちょっと内容がずれてしまうのかなと。そうすると、1番をつけると実は2番、3番の制度の考え直しの部分に対して一つ制約をつけてしまうことにもなる。そうすると、僕としては1番なしで2番、3番だったら、ある一定程度納得はできるのかなと考えています。どうしても1番というのは現実問題であって、2番、3番というのは制度の今後どうするかという考えの部分であって、そこを一緒にするというのはなかなか適切ではないのかなと考えています。

○浅野委員長 ほかにご発言。2人の意見になっていますね。小高委員。

○小高委員 今々あるのものとしてマクロ経済スライドというものが存在するという中で、先ほど実質的な金額の減額はこのマクロ経済スライドの中にはないということがありましたが、実際、政府の物価上昇政策の中で物価はこの間3.5%上がったと。一方で年金は0.9%の改定にとどまっているということを見ると、実質今現実には2.何%という額で年金そのものが減ってき

ているという現実、それに対応するためにまずその発動をやめてくれというところが一番になってくるのかなと思います。ただただ、この1番が仮に政府で検討の上成り立ったとしても、年金制度そのものを議論するに当たっては、それだけでは全くもって不十分なものであると。

1番は今々現実として存在しているものに対してまずそこを食いとめるといいますか、まずこれだけ、これだけでもと言ってしまえばあれですけども、まずそのマクロ経済スライドの発動をしないようにしていただいた上で、今ある年金を少しでも守るといいますか、そういった趣旨のものなんだろうなど。要は現実には即した喫緊にやらなきゃいけない部分がまず1番のところにあるというのは何となくわかっていただけるかと思うんですが。

その上で、1番だけでは年金制度はそもそもものにはなり得ないということから、じゃあ2番というところはどうなんだと、3番というところはどうなんだという中では、これは全部両立するような内容だと思うんですが、そのあたりほかにご意見があれば私もぜひお聞きしたいと思うんですが。何か委員長みたいな発言をしています。

○浅野委員長 ほかに。西村委員。

○西村委員 お二人がお話しているのとちょっと違うんですけども、低額な年金者と無年金者ということでありまして、年金を払った方が払った数量だけいただけるというのが普通なんですね。そうすると、無年金者の方に今回25年から10年でという緩和がされたんですけども、払い切った方とのそのギャップといいますが、そういう部分も含めて今後こういうのを全て対応していきますと、土見委員と小高委員みたいな方々が60歳になったときの彼らを支える方々が少なくなったときに、それは全てしわ寄せがいつてしまうんじゃないかなという危惧があるんで、だからその辺もちょっと。政策も大事ですし大変な方も大事なんですけれども、その辺も総合的に判断しながらやっていかないと、対処療法で今やれば何とかなるだろうというんじゃないで、やっぱり将来を見据えながら考えていかないとまずいのかなという気もしますけれども。

○浅野委員長 菊地委員。

○菊地委員 私的にお話しさせてもらえれば、3番の件は、今、与党で決めて、私も何だよと、払いもしないのに何でもらえるのだと、我々が一生懸命40年払って、そして減らされてきて、おかしいんじゃないのという思いが半分あります。しかしながら、やっぱり相互扶助という観点、そして先ほど生活保護を選択してもらったらという意見も中にはあると思うんですけども、でも今のこの国民年金制度、厚生年金制度関係でその方たちをちょっとでもこう何という

か生活の足しになるようにという考えでたしか政府与党が特に公明党が推進して進めてきている制度だと思うんです。ですから、私はそれはそれで、ただ今回の、じゃあここでこれについて徹底的に議論しましょうといっても我々が結論出せないし、だから最初に言ったように、国民の市民の住民の声をまず年金というものに対して声を届けてやったらいいんじゃないのという私はそういう思いでこの文言を見てこの委員会に臨んできたつもりなんです。

もし、先ほど批准関係の国連の云々でね、国で批准しているんだからそういうもので勧告受けているんだからなおさら年金関係を考えてくださいと、生活困窮者を考えてくださいということの始まりだと思えば、そういう広い心をもってやってもらったほうがいいかなと私は思っています。ちゃんとここで最初の1番、2番、3番の制度上我々が議論したってなし得ないことを中心にするんだったら、ちょっと議論に成り立たないんでないかなと思いますので、まず住民の声、国民の声をどう届けるかということを主眼に置いてもらえば、私はよろしいんでないかなと思います。以上です。

○浅野委員長 土見委員。

○土見委員 済みません、何回も何回も申しわけないんですが、例えば3番のこの最低保障年金制度のことを考えると、要するにもう年金制度の考え自体そのものを改めてしまって、共助から公助にしてしまおうというのがざっくり言ってしまえばこの3番の話だと思うんです。基本的に年金というのは、自分たちで前の世代の人を養うことで次の世代から自分たちを養ってもらおうという共助の形であって、生活保護とかそういのは公助の話。そっちの方向へ持っていくというのがある意味3番の議論だとは思っています。

そういう制度の考え方自体を考えていくというのが2番、3番の基本的な趣旨だと思うんですが、それに対して今1番というのは、今現存ある制度を何とかぎりぎり維持しようということであって、実は、2番、3番を考えているうちのその場つなぎとしては、むしろ逆に1番というかマクロ経済スライドというものはあってもいいものではないのかなと。最低そのマクロ経済スライドによって今の年金支給額というか実際に手元に来る額というのは目減りしてしまうというお話があるんですけども、そこを結局目減りは皆するんだと、それはするんです。それはするとは思っています、私としても。ただ、それがないと実は議論の見通しが今立っていない状況において、保障だけを維持していくということを考えると、実は、それはただ単に先送りになってしまうと思うんです。今後の世代に対するツケになってしまうと思っているので、なかなかどうしても1番に対しては賛同し切れないなというところがあります。

あと、住民の声住民の声とあるんですけども、私たちの世代からすると逆にそれが非常に不安になります。この今までの政策を見てくるとどうしても先送りのことが随分と多かったので、根本的な考え方を変えない前に場当たりのなやつをやっていくというのがどうしてもなかなか考えとしてなじみにくいところを持っているもので、そののこのところに対してだけちょっと誰か解消していただけるようなことを小高委員が言っていたら、僕としては同世代として嬉しいんですが。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 場当たりのなことと申しますか、ある意味、基本的には今ある年金制度に対する考え方と申しますか、受けとめ方と申しますか、そういった部分に関しては恐らく共通の部分というのがこの中でも多く今でき上がりつつあるのかなと思っています。そういった状況の中で、今ちょっと聞いておきますと、1、2、3番のところに対して、例えば文言と申しますか、そういった部分のところでは若干引っかかるところもあるのかなと今お聞きして考えているところがあります。まずはそういった状況の中で、今ここででき上がりつつあるものを大事にした上で、この趣旨というものをぜひ生かしていきたいと申しますか、何となくわかっていただけるといいんですけども、確かにマクロ経済スライドの発動をしないようにしていただきたいというまさに今々現実だというものが出てきて、じゃあ2番目には物価スライド、経済スライドの存在を前提としたようなところが2番にあってというようなことだと思うんですけども、そのあたりのところに関しては、単に文言的な部分なのかなというような気もするんですが、そういったことはないでしょうか。

○浅野委員長 土見委員。

○土見委員 説明理由ならいいんですけども、趣旨の部分についての1から3番がただ文言的なところというところとちょっと強引なのかなと。ここが趣旨なんですよ。趣旨の部分で1個、2個ちょっとずれているんじゃないのというところがあると、これはもう文言というレベルではない話になってしまうと考えています。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 そうですね。じゃあ、結果的にどうなるかと。例えば採決するものを踏まえてちょっと物を考えると、その趣旨の内容というところで今ただひたすら議論が進んでいますけれども、採決するということになってしまえば、ある意味賛成、反対というところで物が決まってしまうということもあるわけで、この部分も含めてまず賛同できるものはできていると私とし

ては感じています。そういった状況の中で、例えばこの部分に関してこういった文言ならば、（「それは、またですね」の声あり）というところも含めてまずぜひ考えていただきたいということが1点。

それから、やっぱりどうしてもお話をお伺いしていると、何というんですか、請願の趣旨そのものが適切である、ないという部分はそれぞれご意見あるところだと思うんですけども、やはりどこの立場に立って物を話しかと。1つは住民の立場だろうと。先ほどそれも不安だというようなお声もあったわけですが、じゃあ、もう一つ何の立場に立ってお話をするかといえば、それはやはり年金制度が何のためにあるべきか、何の上に立ってあるべきかというところだと思うので、そういった部分を考えますと、なかなかまとまらなくなってきましたけれども、この趣旨について一定程度調整といいますかそういった部分を含めることはあってもいいのかなとは思いますが、まずその前段としてこの請願の大きな部分、流れている部分というものをぜひご理解いただきたいというところをちょっとお願いしたいんですけども。

○浅野委員長 土見委員。

○土見委員 最後の一言が非常に無理というか、何でしょう、強引な感じはどうしてもしてしまうところはあるんですけども、制度の見直しというのは非常にわかる、内容としては理解できる場所です。特に共助、公助のところの境というのはどうしていくかというそのさじかげんをしようという大きな考えの見直しの部分なので、その部分に関しては非常にわかるんですけども、そこでどうしても大まかな趣旨をいい見方をすれば理解はできます。でも、どうしてもやはり文言として見たときに、これで本当に私の理解が正しいのかなというところは多々あるところなので、ちょっと何か非常に平行線をたどりそうな感じの内容なので、今後多分実際どういう文言として意見書というところも今後の意見としてあると思うんですけども、そこに話をやったほうがいいのかなというところもちょうと考えています。（「そのほうがいいんじゃないの」の声あり）

むしろ、その制度の話とかというのはここで話をしても結局最終的には国に持っていかなきゃいけない話なので。ですね。ここで解決できないと多分平行線になるので、私からはここで終わりにしておこうかな。

○浅野委員長 阿部委員。

○阿部委員 いろんなお話が出ました。まず年金制度の中で、これは自助努力の成果なんです。自分で掛けて、そしていただくということになります。ですから、個人的に全部金額が違った

りもします。制度的に。それで、掛けない人、結局無年金者の方をどうするかというのは、これはこの制度の中ではなくて制度の別のところで救済を考えていかなきゃならない問題ではないかなと思うんです。ここに低額な年金者の方と同列に出ています。低額であっても、低額の方は保険を掛けてきている方なんです、つまりは。こういう方たちをどう救うのかというのはすぐわかるんですけども、同列にしちゃうと掛けてきた人はどうするのという感じになってしまいますし、また最低保障年金制度というのは、新たな社会的な流れの中で考えていくということで、これはもう本当に改めてこの最低保障年金制度というのはみんなで国民全員で考えていかなきゃならない制度だと思うので、ちょっと無理があるんですね、この3番目の文言というのは。もうちょっとこのところを納得できるような状況であればよろしいんですけども、私はこのところはもうちょっと考えていきたいと思います。以上です。

○浅野委員長 菊地委員。

○菊地委員 先ほど志野保険年金課長から無年金者対策のお話をちゃんと聞いたと思うんですけども、今まで25年掛けないと年金はもらえないんですよ。それが例えばいろんな雇用の問題とかで10年とか15年になってもらえないんですよ。その方たちを救おうという社会保障の一端だと私は思うのね。それでは、払わない人には出さないようにしよう、別なほうであげるというそういう制度の違いではないんですよ。年金は先ほども言ったとおり、働いていて例えば国民年金にしても家族の方がある程度払ってやっても、大学生だ何だっただけそれが就職もできなくてひきこもりになっても、ある程度10年くらい払えば年金を払ってあげますよというそういう制度なんですよ。余計なことでも悪いけれども、自民党と公明党がこの制度をつくってきているんですよ。だから、そういう何というかな、私から言わせるともっと国の制度とかさっきの国際的に国連の批准とかいうのを全部一から百まで知ることはないから、こういうのがあるんだなと。子供の権利の批准にしたって日本はなかなか成り得なくて粘り強く請願などを出して行ってちゃんと批准するようになったというそういう実績もありますので、ですから私は、ここで制度の問題でどうするんですかと、無年金者は違うのではないのところで議論するよりも、ただ年金という大きなくりの中で国でもう一度考えてくださいという、私はそういう趣旨にとればいいんでないかなという思いでさっきから言っているんだけど、この文言がだめだ何だというのでは、じゃあどうすればいいのか態度表明してよ。

○浅野委員長 ほかにご意見ございませんか。（「なし」の声あり）出尽くしましたかね。

では、暫時休憩いたします。

午前 11 時 11 分 休憩

午前 11 時 24 分 再開

○浅野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はございませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

請願第4号は、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○浅野委員長 挙手全員であります。よって、請願第4号は採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 25 分 休憩

午前 11 時 49 分 再開

○浅野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言ありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、以上をもって本委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前 11 時 49 分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

民生常任委員会委員長 浅野 敏 江